

細則一 1

一般社団法人日本遠絡統合医学会 会員に関する細則

(総則)

第1条 本細則は一般社団法人日本遠絡統合医学会（以下、「本法人」）の定款第2章の会員に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

2 本細則の変更・改定は、理事会の承認を経て社員総会で決議する。

(会員の種類)

第2条 本細則で会員とは、正会員、賛助会員、名誉会員をいう。

(会員ができる行為)

第3条 会員(賛助会員を除く)は、以下のことができる。

- (1) 総会に出席し意見を述べること。
 - (2) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
 - (3) 本法人の学術集会および学術誌において研究成果を発表し、報告を行うこと。
 - (4) 本法人の発行する学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
 - (5) 本法人ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (6) 本法人の目的に賛同のもと、地域で行う教育、普及、啓蒙活動に参加すること。
- 2 賛助会員は、以下のことができる。
- (1) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
 - (2) 本法人の発行する学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
 - (3) 本法人ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (4) 本法人の学術誌およびホームページに賛助会員名を掲載すること。
 - (5) 本法人の学術集会において共催セミナーの開催を申請すること。
- 3 正会員は、理事の候補者として申請ができる。
- 4 名誉会員は社員総会に出席し発言できるが、議決権はないものとする。

(機関誌等の配布)

第4条 当該年度の会費を納めた会員は、その年度の本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けることができる。

2 納入期限までに会費の納入がないときは、本法人の学術誌およびその他の学術刊

行物の配布は停止される。

(対外活動)

- 第5条 本法人は国内外の各学会、関係諸団体との連携を推進する。
- 2 正会員は他の学会や団体にて、遠絡統合医学の啓発を目的とした講演や発表、症例報告等の活動を行うことができる。その際、内容についての助言や各種支援を本法人に要請することができる。
 - 3 会員は本法人外部にて遠絡統合医学に関する講演等を行う際には、講演内容等についてできる限り事前に理事会に報告することとする。

(入会)

- 第6条 会員になろうとする者は、会費を添えて理事長に入会申込書を提出する。
- 2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(会費)

- 第7条 会費年額は、正会員は 10,000 円、賛助会員は一口 50,000 円で一口以上を納入する。名誉会員は会費を納入することを要しない。

(異動の届出)

- 第8条 会員は、本細則第6条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて理事長に届け出なければならない。

(退会の届出)

- 第9条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出する。
- 2 退会日は、退会届を提出した日とする。
 - 3 退会者については、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。

(会員たる資格の喪失)

- 第10条 定款第12条に定める会員たる資格の喪失に関する事項については、社員総会において決定する。

(会費の納入)

- 第11条 会費(賛助会員を除く)は、毎年8月から翌年7月までの年度会費を、前年度の7月末日までに一括納入するものとする。

- 2 賛助会員は、当該年度中に年度会費を一括納入するものとする。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 4 既納の会費は、年度の途中で退会した場合または会員でなくなった場合であっても返還しない。

(処分)

第 12 条 定款第 11 条の除名その他の処分は、理事会で審査し承認する。ただし、除名については社員総会で決議する。

平成 30 年 10 月 7 日施行